

松尾孝議員の一般質問 . . . . . 1

他会派の代表質問（自民、新政会） . . . . . 8

他会派の一般質問（自民、公明、民主府民連合） . . 15

●松尾孝議員の行った一般質問の概要をご紹介します。

**松尾 孝**（日本共産党、伏見区）2001. 10. 1

【松尾】日本共産党の松尾孝でございます。さきに通告しております3点について、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

**小規模農家を切り捨てる、小泉「農業構造改革」にはきっぱり反対を**

最初に農業問題です。まず、農業分野での「構造改革」について伺います。小泉内閣はいま全ての分野で「構造改革」をすすめています。農水省は去る8月30日、「農業構造改革推進のための経営政策」を発表しました。その基本は、意欲と能力のある効率的、安定的な「経営体」を育成し、これらが農業生産の相当部分を担うような農業構造にする。そのために、所得安定対策など支援対策をこれら大規模「経営体」に集中する、というものです。対象となる「経営体」は認定農家などの専業農家とし、約40万戸を想定しています。また「法人」を重視し、一般企業にも門戸を開くとしています。一方、兼業農家などそれ以外の農家は農地の管理や環境保全などの役割は認めるが、食料生産をすすめる施策の対象からは外すというのであります。

いま日本の農家は324万戸、大多数が小規模な副業的農家ですが、米については6割以上をそれらの農家が生産しています。農業を主とする主業的農家、準主業的農家が減少している中で副業的農家は増加しており、農業、農村を守る大きな役割を果たしていることは否めない事実であります。

この現実を無視し、300万近い農家を施策の対象からはずすという今回の「構造改革」政策は今までの政策と根本的に異なるものであり、日本農業に回復不能な大打撃を与えるものと言わざるを得ません。経営政策の実施は2005年からとされていますが、来年度の概算要求にはこの政策の前提となる農地利用集積を促進する「地域農業改革緊急対策事業」が最重点課題として盛り込まれています。これはわが京都にとっても重大問題であります。

そこで知事に伺います。知事はこの小泉流「農業構造改革」をどう考えておられるのか、まず知事のご認識をお聞かせください。この政策は、いま府が策定中の「新しい農林水産振興構想」にかかわる基本目標、「地域農業の総合力の強化」の土台を崩すものではないか、また、「集落営農」は支援対象外とされており、府が掲げる多様な担い手育成対策の柱の一つ「組織的担

い手育成」方針にも反するものと考えます。このような「農業構造改革」につよく反対すべきと考えますがいかがですか、お答えください。

**【農林水産部長】** 農業構造改革について。地域における多様な農業の存在をふまえ、それぞれの特色等に応じた適切な施策の推進を基本に、改革がすすめられるものと承知しております。「新しい農林水産振興構想」のもとでの農業振興の基本方向につきましては、先の細井議員の代表質問で、知事からお答えしました通り、農業の持続的な発展をつうじて、安全な食料の安定供給や、循環型社会の実現等をめざしていくことが大切であると考えております。この基本的な考え方は国の農業構造改革の具体的な推進方策をしめす、食料の安定供給と美しい国づくりにむけた重点プランにもしめされていると考えております。なお経営政策の具体的な方策につきましては、現在、国において組織的な担い手による経営である、集落営農の位置づけをふくめて、ひきつづき検討がすすめられておりますので、京都府としては地域農業の実態に応じた対策となるよう期待している。

## 丹後国営農地…農業振興一般ではない体制強化を

**【松尾 孝】** 第二に丹後国営農地開発事業について伺います。

昭和58年4月の東部地区での事業着手から18年、来年度には全て完工し、着工以来20年ぶりにこの事業の終了を迎えることになりました。

この間、農業情勢は大きく変わりました。何より3割を超える減反の中で、国営農地開発事業制度の改変などもあり、本事業の計画は大きく変更され、最終的には当初計画の3分の1にとどまりました。また、輸入野菜激増の影響も懸念されるところです。

しかしながら、昭和60年、島津四団地の営農開始以来15年、現在、46団地、500ヘクタールの大規模な畑作が一応の定着をみており、丹後農業振興に欠かせない存在となっていることは否定できません。今日までの営農の実態、問題点をふまえ、この畑作の一層の振興をはかることは丹後農業振興の柱の一つとも考えるものです。

そこで当面するいくつかの課題について伺います。

まず今後の団地の維持、管理についてであります。現在、各団地には営農組合があり、農地の利用調整、営農計画、小作料その他諸経費の徴収などを行っています。今後も当然団地単位の営農組合による維持、管理が基本ですが、営農組合、土地改良区推進協議会、市・町との関係、責任分担はどうなるのか。さらに、地主・地権者との関係は現在、農業開発公社がまとめていますがこれはどうなるのか。事業終了後の団地の維持・管理について府としてどう考え、指導しているのか、お答えください。

次に、担い手対策の強化についてであります。

高齢化は国営の畑作でも深刻です。今年の営農者は45団地、283人です。一番多かったのが平成7年、34団地、308人でした。それ以降昨年までに11団地、127ヘクタール増えているのに営農者は逆に減ってこの数年間横ばいです。「高齢化の中で撤退者が相次ぎ、営農がゆきづまったらどうなるか」と心配の声も聞かれ、緊急に対策を強化する必要があります。弥栄町独自の住宅対策をはじめ、国、府の就農者支援制度を活用した各町のとりくみが一定実績をあげ、新規就農者が増えています。府の支援をさらに強化する必要があります。その際、地元の参入を特別に重視すべきと考えますが併せてお答えください。

つぎに営農指導の強化についてです。営農が始まって十数年になりますが、経験、技術の蓄積はまだまだ浅く、営農指導のいっそうの強化は欠かせません。現在、振興局農林課に「国営対策係」、普及センターに「開拓営農指導課」があり、推進協議会にも営農部が置かれています

が、今後、この体制をどうするのか。営農問題は直接には個々の耕作者、団地営農組合の問題ですが、広域にわたる丹後国営全体については、営農者の確保、営農計画、流通対策など統一的な指導体制が必要であり、それはやはり府の責任です。農業振興一般でなく丹後国営の振興について、経営指導の強化をはじめ大規模畑作振興にこたえうる体制強化をはかるべきと考えますがいかがですか。

また、技術指導については試験研究機関の積極的な役割が期待されています。砂丘試験地は廃止されましたが、幸い丹後国営の中心、黒部に丹後農業研究所があるわけですから、従来の果樹に加え、畑作部門をもっと強化し、その成果を普及指導に生かすべきと考えます。いかがでしょうか、お答えください。

つぎに工事の完了に伴い国から譲渡される土地改良施設の問題です。幹線道路、支線道路は市町に、耕作道路、用排水路、灌漑施設は土地改良区に譲渡されると聞いておりますが、とくに灌漑は個別水源による場水配水方式ですから、ポンプ、ファームポンド、配管などの引き取りに当たっては万全を期さねばなりません。ダム方式からの計画変更確定が平成11年となり工事が大幅に遅れました。今年度も水源施設、ファームポンドや配管工事などが12団地で行われていますが、万一繰越しなどの事態がおこれば通水テストもないまま譲渡を受ける事態も生じかねません。見通しはどうか、また、万一、トラブルが起こった場合、国が責任を持って対処するよう明確にしておくことが必要と考えますがいかがですか、お答えください。また、これらの土地改良施設の維持管理、補修、改良、更新などは土地改良区の責任ですが、灌漑施設などは当初計画が大きく変更されたわけですから、府、市、町の責任分担は当然と考えます。いかがですか、お答えください。

**【農林水産部長】** 国営農地開発事業について。土地改良施設の今後の維持管理体制については、府も参画している丹後国営農地開発推進協議会で具体化することになっているが、基幹的農道は関係市町が、またそれ以外の水源施設や排水施設などは丹後土地改良区などが管理の中心になるものと考えている。また京都府農業開発公社を介した農地の長期貸借制度は経営安定に大きく寄与しており、今後も活用されるものと考えている。

新規就農の促進については、これまでから関係市町などと連携を密にしながら、就農支援資金の償還助成や機械や施設のリースなど、府独自施策等により積極的に支援し、多くの就農者が地域農業の重要な担い手として定着している。

営農指導については開拓営農指導課はもとより、農業改良普及センターをあげて指導につとめているところであり、丹後農業研究所においても畑作営農を重視し、梨、さつまいも等の栽培技術の確立や、新たに導入する品目の選定試験など、ニーズに即した試験研究に努めている。

灌漑施設については、おおむね工事が完了するので、ポンプの運転状況など確認の上、施設の受け渡しが行われることになっている。なお施設の更新や改良については土地改良施設維持管理適正化事業などの活用を土地改良区に指導していきたい。

## 農家と住民の願いに背く福知山・南丹農協合併は認められない

**【松尾】** 第3に福知山市農協と南丹農協との合併問題です。

聞くところによると去る9月21日、福知山市農協理事会が南丹農協との合併を決定したとのこと。97年、丹の国農協が中丹、舞鶴をエリアとして発足した際、福知山市農協も当然この合併協議に加わっていましたが、合意に達せず、単独農協として今日に至りました。

95年以降府内ですすめられた農協合併にはそれぞれ問題がありましたが、今回のこの合併は特別大きな問題をはらんでおり、それらについて知事の見解を伺いたいと思います。

まずなぜ南丹農協と合併かということです。南丹農協は船井、北桑がエリアで本店は園部です。地理的な一体性、自治体との関係などを全く無視したもので、福知山については、農協関係は園部振興局、行政関係は福知山振興局の対応となります。これはどう考えても納得できるものではありません。さきの経過からして、まずは丹の国農協との合併協議再開が当然と思われるのですが、なぜそうならなかったのか、全く不可解であります。さらに、理事会、職員をはじめ農家組合員に全く秘密裡にすすめられたことも重大です。これらの経過を明らかにしていただきたい。また、府はこの事態をどう考えているのか、どう指導してきたのか明らかにしていただきたい。

つぎに、この合併に伴うリストラ、合理化の問題です。昨年の南丹の合併が、合併前に支店、事業所の統廃合をはじめ、職員の大幅な整理などかつて例のない大リストラを伴うものであったことは記憶に新しいところです。今回の合併はそれを上回る大リストラとなる模様であり、職員は勿論、農家にとって大問題です。2月末現在、正職員107名、臨時職員21名が働いていますが、希望退職を含め半分ぐらいにする。支店、事業所は16ありますが、これを2ヶ所にする。本店とあわせて3店舗しか残らないのであります。ライスセンター7ヶ所、育苗センター2ヶ所も扱いが危惧されます。職員の再就職はどうなるのか、農家にとっても営農は勿論、日々の生活にもかかわる問題であり、地域全体に与える影響も大であります。

雇用を承継せず、支店のほとんどを廃止するというこのようなやり方は、「合併組合は以前の組合の権利義務を包括承継する」と定めた農協法68条を骨抜きにするものであり、事実上の法違反であります。府としてどう指導するのかお答えいただきたい。

さらに、農協のあり方としての問題です。なぜ南丹かと問いましたが、関係者の間では、今回の合併は府内単一JAへの第一段階との声が聞かれます。つまり、府内のすべての農協を一本化し単一農協、JA京都をつくるというのであります。この問題につきましてはすでに山城農協が反対を決議しており、昨年の第2回JA京都府大会では、「将来、府内単一JAへの合併・統合をめざす」という案が「調査、研究をすすめる」と修正され検討課題になったのであります。今回の合併をJA京都への「先導役」、「第一段階」などとするのは、この大会決議に反するものであります。農協が農民の協同の組織として地域農業の発展、農家の経営、暮らしを守る大きな使命を担っていることは農協法一条のとおりであります。また、第8条には組合員、農家への「最大奉仕の原則」を規定し、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」といわゆる“もうけ主義”を厳にいましめているのであります。合併によってこの精神がふみにじられ、農協が農協でなくなるような事態は絶対あってはならないのであります。みずからの決定に反し、農協法にもとるこのような合併は認めるべきではないと考えますが、見解をお聞かせください。

**【農林水産部長】** 農協の合併問題について。農協系統組織では来年4月のペイオフ解禁をはじめとする厳しい経営環境に対応するため、広域合併や財務改善に取り組んでいるところであり、府としても財務基盤の確立等について強く指導している。JA福知山市では合併について検討する動きがあると聞いているが、合併など経営基盤強化の方法については基本的には各JAの自主的な判断で行われるものであり、また支店の統廃合など合併の諸条件についても合併農協相互間で協議、決定されるものと考えている。なお府内単一JAへの合併についてはJAグループで今後調査研究をすすめることとされているが、府としても将来にわたり財務基盤の

確立がはかられ、営農指導をはじめとする J A の本来的な機能がいつそう強化されるよう指導してまいりたい。

## 日本の主権を侵す舞鶴東警察署の米への情報提供問題。 真相をあきらかにし、知事は米艦寄港、有事法制に きっぱり反対を

【松尾】 第四に舞鶴東警察署が、99年8月、米艦クッシングの舞鶴入港の際、入港に反対して開かれた集会の内容などを米側に通報していたとされる問題についてです。

8月21日の「朝日」の報道によれば、同紙記者が米情報公開法に基づいて請求し公開された、大阪・神戸総領事館作成の「ガイドライン後初の寄港・舞鶴」なる報告文書に、「舞鶴東署は抗議者と反対運動のリストを事後に我々に提供した。」とあり、入港前日と当日の反対運動の行動が克明に記されているとのことであります。

この集会は99年8月1日、舞鶴市の前島港公園で行われたものですが、私ども日本共産党も主催団体、「安保破棄・諸要求貫徹京都実行委員会」の構成団体であり、私自身同僚議員とともに参加しておりました。報告書の表題が「ガイドライン後初の寄港・舞鶴」とされており、クッシングの入港が「周辺事態法」成立直後であっただけに我々が大いに重視したのは当然であります。

この集会を監視し、情報を収集すること自体、憲法に保障された「集会・結社・表現の自由」を侵害するものでありますが、同時に、その情報を米側に提供することは日本の主権にかかわる重大問題です。

そこで府警本部長に伺います。私は「朝日」の報道の当日、8月21日に主催団体代表とともに府警本部を訪れ、報道の事実を確かめ、事実経過の公表を求めました。応対されました警備部の担当者は調査を約束され、その結果を連絡する旨答えられましたが未だに何の連絡もありません。あらためて事実経過を明らかにされるよう求めます。また、その法的根拠を明らかにしていただきたい。さらに、この主権侵害にかかわる重大問題をどう考えておられるのか明らかにしていただきたい。いかがですが、お答えください。なお、1ヶ月余も何の連絡もなく放置しているというのはどういうことなのか、行政の常識では考えられないことですが、併せてお答えいただきたい。

関連して知事に伺います。今回の舞鶴東署の問題は単に京都、舞鶴だけの問題ではありません。97年、小樽港への空母インディペンデンス入港の際にも同様の事態が起こっており、いわば常態化しているのであります。とくに最近、米軍艦船の寄港が急増しており、8月末には姫路他四港への同時寄港という今までなかった状況も生まれています。おそらく、これらの港でも舞鶴と同じことが起こっているのではないかとと思われるのでありますが、港湾管理者の頭越しに憲法違反がまかり通っている事態をどう考えられるか、米軍艦船の寄港はきっぱり拒否すべきではないかと思いますが、あらためて知事の見解を伺います。

もう一点、今、小泉内閣がテロ対策にかこつけてすすめている有事法制についてです。もしこれを許せば、舞鶴はもちろん日本の港湾の軍事利用が急速にすすむことは避けられません。戦後、港湾が自治体管理になったのは、あの15年戦争の苦い経験から、日本の港が政府によって再び侵略戦争の足場とならないよう、住民の意志を反映させるためです。政府が護衛艦、イージス艦を米海軍と一緒にインド洋に出動させるという、憲法違反の集団的自衛権行使に踏

み込む重大事態となっているときだけに、知事として有事立法にきっぱり反対すべきと考えますがいかがですか、お答えください。

ご静聴ありがとうございました。

**【知事】** 一昨年の米艦船クッシング入港は、舞鶴東港沖合いの錨地に停泊したもので、港湾管理上特に支障がなかったものと承知している。これまでから何度も議会でお答えしています通り、地域を代表する知事として、地域として容認できない場合は、国へ強く折衝したい。

米国同時多発テロに関連した新法制定の動きについては、我が国の安全や、我が国が国際社会の一員としてどのような役割が果たせるかなど、まさに国家としての安全保障や外交に関するものでございまして、国権の最高機関であり、私たち国民の代表者で構成される国会で十分な論議がなされることを期待する。

**【警察本部長】** 調査をした結果、平成11年8月2日、米海軍駆逐艦クッシングの艦長らによる舞鶴東警察署長にたいする表敬訪問がありました。その際、休養のために艦船乗組員の上陸があること、また舞鶴市民等との交流もあることなどが判明しましたので、当署長は地域住民、艦船乗組員、および集会デモ参加者の安全をはかるため、艦長らにたいし、舞鶴市内における犯罪や交通事故の発生状況、および街頭における抗議行動の概要について説明し、トラブル防止等のため必要な指導をおこなったというものであります。

法的根拠だが、警察署長は警察法第2条に定める警察の責務の範囲内において必要に応じ、部外との情報交換や指導をおこなっているところでございます。当時の舞鶴東警察署長は、公然とした街頭における抗議行動の概要等を説明し、トラブル防止等のための指導をしたものであり、警察法の第2条に定める警察の責務の遂行のため当然かつ正当な職務行為であったと考えております。最後の指摘についてであります。退職者をふくむ相当数の者の2年前の記憶をもとに調査を行うことからある程度の時間がかかりましたことをご理解お願いしたい。

**【松尾・再質問】** まず舞鶴港への米艦の入港問題です。知事はクッシングについては、沖合いに停泊して支障はなかったと、支障がある場合は折衝していくと、こういうお話ですけれども、私がお聞きしておるのは、港湾管理者として米軍艦船が昨今のように、一日に4隻も国内あれこれの港に寄港するというような事態も起こっている。舞鶴にもそういう状況が十分予想されるわけですから、この際、クッシングの問題に限ってではなくて米艦の入港はやはり拒否すべきではないかと申し上げているわけでありまして、これは明確にご答弁いただきたい。また有事法制そのものを、知事は日本が国際社会の一員として、今日大問題になっておりますテロ問題等に対応するために必要なことだと、国会で十分審議をされると、そこにいわば期待をしていく旨の発言でございますけれども、これはやっぱりおかしいと思うんです。有事法制がどうして今この際必要なのか。我々、あのテロへの対応は平和的な手段で、国連中心に裁判で決着をつけるべきだと、小泉内閣の対応がそもそも間違っているということを申し上げているわけですが、これは指摘として、この有事法制については、知事としてきっぱり反対されるべきではないかと思えます。あわせてお答えください。

それから本部長のお答えですが、表敬訪問があつて、乗組員が上陸するというようなことに関する情報の提供云々という趣旨のご答弁でございました。しかし問題は公文書によって大阪・神戸総領事館に舞鶴東署が事後に通告をしてきたということを公文書に書かれていて、それが朝日の報道の中心になっているわけですね。私はこのことを部外に必要な通報をする程度の話ではなくて、国の主権に関わる大問題ではないかということを申し上げているわけで、こ

それは答弁がなかった。そのことをはっきりお答えいただきたい。

それからその後2ヶ月余たっているわけですが、2年前のことだから云々というご答弁ですけれども、まだ現職の方、担当部署におられた方もおられるはずですからね、どうしてこんなことが簡単にわからないのか、これはちょっと承服しかねます。やっぱり府民に信頼される府警として、こういうことは絶対あってはならないと思いますから、これは厳しく指摘をいたしておきます。

**【知事】** クッシングの件については停泊していたので支障はなかったが、いろいろな場合で、航路の問題等でたくさん出入りしたり、錨泊した場合に支障があれば当然、その点は整理をしなければならぬと思う。また地域のために本当に許せないような侵犯があった場合には私としても府民の安全、あるいは住民の主張を代表する立場である場合には、私の意見にしたがって行動したい。それから有事法制が必要であるかどうかということについては、そのことを私は国会で審議をしていただいております、それに期待していると申している。

**【警察本部長】** 犯罪、交通事故の発生状況、および抗議行動の概要等に必要な説明をし、指導を行った後、抗議行動の概要もメモにして用いたもので、そのことを「事後に」と言っているものかと思われる。

●他党派の代表質問の概要をご紹介します。

## **家元丈夫（自民党、福知山市・天田郡・加佐郡選出）**

### **①今後の財政運営**

(1) 国の財政構造改革の動向等もふまえた今後の財政運営の基本的な考え方はどうか。(2) 経済効率のみを重視した公共事業の都市部への重点化や公共投資の一律カットの方針には危惧を抱くが、今後の社会資本の整備についてどう考えているか。

**【知事】** 現下の非常事態とも言うべき財政状況を克服し、魅力ある京都府づくりをすすめていくためには、簡素で効率的な執行体制を構築するとともに、事務・事業についても、積極的な見直しをはかっていかなければならないと考えている。財政健全化指針に基づき、内部管理経費の徹底した削減・合理化を推進するとともに、現存施策について、聖域を設けず、総点検を行いながら、新府総の推進に必要な事業については、財源の重点配分を行ってきた。依然として税収の本格的な回復に期待がもてず、また、国の構造改革の状況によっては、地方への影響も懸念されるなど、財政を取り巻く環境はいっそう厳しい状況にあるものと考えており、国の財政構造改革が、地方の立場を十分ふまえたものとなるよう、国に強く働きかけもしながら、安定した財政基盤の確立に向け、府民ニーズに的確に応える財政運営を行ってまいりたい。

京都府においては、道路や下水道をはじめとする社会資本の整備については、今後も積極的に取り組んでいく必要があり、また、それを求める声も依然として強いものと認識している。国の構造改革の動向にも留意しながら、コスト削減の取り組みをいっそうすすめ、広域的、効果的な事業執行に努め、重点化をはかり、必要な事業は引き続き着実に推進したい。

### **②安心・安全の確保**

(1) テロ事件をどう考えているか。(2) 西日本が地震の活動期に入ったとの報道があるなかで、防災訓練の成果もふまえた大震災に対する対策はどうか。(3) 地域において続発する凶悪事件や街頭犯罪をどのように考えているか。

**【知事】** 米国における同時多発テロについては、今府議会開会冒頭において申したとおり、この許し難い行為により多くの方々とその災禍にみまわれ、犠牲となられたことに、深い悲しみを覚え、心から哀悼の意を表する次第である。このたびのテロ行為は、無辜の平和を愛するすべての人々を敵とする暴挙であり、強い憤りを禁じることができない。この卑劣極まりない行為に対し、断固とした態度で臨むことが国際社会の一員である私たちの責務であると思う。京都府民の安心・安全については、いままで以上の注意を払いたい。

西日本では近年、相次いで地震が発生しているが、さらに昨日には、南海・東南海のトラフ調査結果なども出て、大変緊縛した発表もあった。地震については、現在、起こること自身を防ぐ手だてではなく、起こっても被害を最小限に食い止めるための行政、住民の一致した認識と対応が決め手になるのではないかと考えている。

京都府においては、平成8年度に策定した第1次京都府地震防災緊急事業5カ年計画に基づき、避難路、緊急輸送道路などの防災基盤整備や、公立小中学校などの公共施設の耐震化をすすめてきた。現在、第2次5カ年計画の作成について、国と協議をしている。また、ご紹介のあった、去る8月26日に実施した総合防災訓練では、大宮町をはじめ丹後6町の自主防災組織や消防団のご協力、参加を得て、自衛隊、消防、医療機関などの防災関係機関が連携した合同救出救護訓練を実施した。この結果、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成強化がはかれるとともに、負傷者の救出から応急手当、搬送までの一連の救出救護の流れや相互連携、情報伝達の重要性について改めて確認できるなど、貴重な成果が得られたものと考えている。

今後とも、防災基盤の整備や公共施設の耐震化をすすめるとともに、今回の防災訓練の成果をふまえ、市町村、防災関係機関との密接な連携や情報伝達体制の充実強化をはかるなど、地震防災対策の充実、住民への情報と周知啓発の充実をはかっていきたい。

社会の大きな変革、経済の不振、地域コミュニティの崩壊などと相まって、幼児虐待、ドメスティック・バイオレンス、児童殺傷、少年犯罪、凶悪事件などが続発する今日、社会的規範はまさに崩壊寸前の危機的状況に直面しており、府民は大きな不安を抱いている。私は、従前から申し上げているとおり、雇用、老後、健康、環境、災害、事件、事故などさまざまな社会生活における問題からの安心、安全の確保を基本姿勢に、府政の運営に取り組んできた。

今日府民が抱えているさまざまな不安を取り除くことが喫緊の課題となっており、来月中にも、京都府警察本部の全面的な参加のもと、市民団体などとも連携して、私を本部長とする犯罪のない安心安全なまちづくり推進本部を立ち上げ、地域における防犯機能の回復、安全活動を支える基盤や環境の整備など、府民の安心安全の確保に向けた取り組みを強力にすすめたい。

### ●自衛隊と日本共産党について述べた部分

(今年の防災訓練の状況を述べたうえで) この本府の防災にもっとも重要な分野を担う陸上自衛隊第7普通科連隊の長岡京市や大宮町での防災訓練参加の行動に対し、京都民報8月26日号、さらに、9月2日号で、「防災訓練に便乗した軍事訓練」とまさに一方的見解を掲載、批判されていますが、いまさら言うまでもなく、わが国の平和と独立を守り、各地域の災害救助やまちおこし事業に奮闘する自衛隊について、報道によりますと、昨年11月の共産党大会で、「自衛隊の存在は違憲だが、存在する以上活用しよう」との決議のなかで、「急迫不正の主権侵害、大規模災害には、国民の安全のために活用する」と明記されていますが、そのためには、普段の厳しい訓練が必要であることは当然であり、このたびのアメリカでの卑劣極まるテロ事件の実情を見ても、共産党の自衛隊に対する偏見は、私には理解できないのであります。

### ③教育問題



(1)新学習指導要領で教育内容が大幅削減された理由は何か。また、小学校で実施されている基礎学力診断テストの分析と今後の学力向上の方針、教育内容削減に不安を持つ保護者に対する説明はどうか。(2)養護学校再編整備計画策定の進捗状況、整備方針はどうか。

**【教育長】**学力向上対策については、新しい学習指導要領は、基礎、基本の確実な定着をはかり、生きる力を育成することをねらいとして、教育内容が厳選されたものと認識している。府教育委員会は全国に先駆け、平成3年度から毎年、基礎学力診断テストを実施し、児童の学力を客観的に分析して、学力の向上に努めている。現在、10年間の結果を分析中であるが、目標とする基礎学力はおおむね達成されており、特に算数では計算の技能、国語では文章を読み取る力などに大きな伸びが見られる。この10年間の分析結果が全小学校で授業改善に活用されるよう指導するとともに、小人数授業によるきめこまかな指導や、一人ひとりの子に応じた指導を充実することで、さらに学力の向上をはかりたい。こうした学力向上策については、PTAの会合をはじめあらゆる機会を通じて、広く保護者や府民にご理解いただくよう努めたい。

府立養護学校の再編整備計画については、北部地域は、地域社会とのかかわりの重要性や児童・生徒数の状況等から、与謝の海養護学校の現在の通学区域を縮小し、新たに学校を設置する方向で検討をすすめている。

一方、南部地域については、障害種別により通学校が分かれていることなどを踏まえ、また、「懇話会」における府立高校の再編統合の議論も視野におきながら、地域の特性を生かした設置方法や設置形態を検討している。いずれにしても、今後さらに関係市町村や関係機関との間で、医療、福祉との連携のあり方や就業機会の確保、地域での生活に対する支援方策等の諸課題を整備する必要があるので、鋭意検討をすすめたい。

#### ④農業問題

(1)転作の実施見込み、緊急需給調整対策の状況、水田農業のあり方についての考えはどうか。(2)今年度の有害鳥獣対策はどうか。

**【知事】**米の生産調整については、全市町村で目標面積を達成し、府全体の達成率は約104%と見込まれている。緊急需給調整対策については、京都府の場合、取組主体であるJAが青刈りをできるだけ少なくするために、転作による対応を推進してきた結果、需給調整の発動による青刈り面積は配分面積481ヘクタールのうち25ヘクタール程度にとどまったと聞いている。

今後の水田農業の振興は、担い手農家や作業受託組織の育成を引き続きすすめるなかで、ハイレベル水田農業振興事業など、京都府独自の施策により、食味のよい米の低コスト生産、実需者のニーズに対応した麦や大豆の品質向上、京野菜の産地づくり等を推進したい。なお、一部の地域で試験的に取り組まれている家畜用の飼料用稲についても、国産飼料による安心な農産物の生産という観点も含め、引き続き研究したい。

農林家の切実な声に応え、平成5年度から設置をすすめてきた防護策の総延長は今年度の約280キロメートルを加えると、全部で1600キロメートルを超え、効果も非常に高まってきている。さらに本年度は既設の柵が有効に機能するように保管整備することとし、雇用対策の一環として、今議会に補正予算をお願いしている。また、鹿などの大型野生鳥獣は行動範囲が広く、行政域を越えた広域駆除が有効であり、今後とも他府県との連携も含め、積極的に推進していきたい。なお、被害の実態や生息状況等を正確に把握するために、生息動態調査に取り組んでおり、調査結果も活用しながら、より効果的かつ的確な有害鳥獣対策の推進に努めていきたい。

#### ⑤医療体制の整備

(1)国において、へき地医療に関し新たな仕組みが検討されていると聞くが、これまでの成果を踏まえた取組みを要望。北部地域の医療充実に関して、医療機関のコンピューターネットワーク化、病床確保対策の現状と取組み、中核病院に対する支援、福知山市民病院改築に対する支援。(2)府立医科大学看護学科の来春開講に向けた進捗状況。

**【知事】**医療機関のコンピューターネットワーク化は、医療機関の役割分担による医療資源の効率的な活用や患者サービスの向上にとって重要なもので、今議会でも整備に必要な予算の補正をお願いしている。コンピューター機器などは現在、病院と診療所が高度医療機器を相互利用するための予約管理や重症患者の診療所から病院に送る際の空きベッドの確認など、病診連携の実をあげるために効果的に活用されている。今後とも医療機関のIT化推進をはかるとともに、特に地理的条件から、北部地域でその有効活用に努めたい。

北部地域における病床確保については、現在、中丹医療圏で約300床、丹後医療圏で約200床の不足となっており、これらの地域で増床計画を持つ医療機関もあると聞いており、できるだけ患者の状況に応じた病床の確保がはかられるよう対応したい。

北部地域の中核的病院への支援だが、弥栄町国保病院や国保久美浜病院などの整備に積極的支援を行っており、最近では綾部市立病院の増床を含む病棟整備に助成を行ったところである。

福知山市民病院の整備については、地域住民の医療ニーズに応えるための増床をはじめ、特に北部地域で求められている心臓血管外科や救急医療の充実など、高度専門医療の確保をはかろうとするものであると伺っており、地域の期待も大きいと聞いている。今後、具体的計画を聞くなかで、国庫補助制度の活用も含めて、府としてできる限りの支援に努めたい。

来年4月開校を目途に、これまで国及び関係機関と協議をすすめてきたが、さる9月21日に文部科学大臣に対し、医学部に看護学校を設置する旨の届出を行うとともに、看護婦等の養成機関としての指定申請を行った。今議会で授業料・入学料等の審議をお願いしているが、10月中・下旬には学生募集要項の配布を行えるよう、設置に向けた準備をすすめている。この看護学科は入学定員を75名とし、第3学年からの編入学定員を15名としている。また、優秀な府内の学生を確保するため、25名程度の推薦入試枠を設けることとしている。学科の特色としては、医学との密接な連携をはかり、より質の高い教育を推進することを基本として、高齢化の進展や地域における看護や介護ニーズの拡大に対応するための精神リハビリテーション看護学及び在宅ケアを含む地域看護学を充実していきたい。また、学生の意欲に応じ、より深い専門領域が広く学習できるよう、選択科目を大幅に拡充することとしている。京都府内の大学で最初の4年制の看護学科として、人間性豊かで高度な知識、技能を有した看護婦などの養成を通じ、京都府民に対する看護や介護サービスがよりいっそう充実されるよう努めていきたい。

## ⑥市町村合併

今後の市町村合併の取組み方針はどうか。

**【知事】**合併は自治の根幹にかかわるものであり、原点として、地域の自主的、主体的な議論に基づいて行われるべきものであるとの考えから、市長会、町村会と共同で、これからの市町村のあり方について、幅広い議論を呼びかけるなどの取組みをすすめてきたところ、京都市を除く府内全域で4つの行政改革推進地域会議が組織され、合併問題を主要なテーマとするなど、熱心な議論がすすめられている。合併の議論はことによっては、個々の市町村と住民の利害と密接に関連する問題を含むものではあるが、この点に関し私は、個々の利害を超えた地域社会の将来像を探る大きな視点をもって議論を重ねていくことが大切なことではないかと考える。地域会議では、こうした視点から議論をすすめることを期待したい。

また、府の支援策だが、各地域や市町村からの具体的な支援を求める声に応じるため、市長会、町村会とも相談しながら、共同で10月上旬にも支援のための体制を立ち上げていきたい。

## 細井拓一（新政会、宮津市・与謝郡選出）

### ①財政問題

(1)本府財政の現状をどのように認識しているか。(2)丹後など織物業界の不況雇用対策の推進と和装産業振興の取り組み。(3)地方交付税制度の見直し、影響をどう考えているか。

**【知事】**府税収入の本格的な回復が期待できない。さらなるデフレ傾向が心配。人件費、公債費等の義務的経費や保健福祉関係経費の増加が見込まれるなど極めて厳しい。「財政健全化指針」に基づき地方交付税をはじめ財源確保に取り組む。職員定数の削減、昇給延伸の実施など徹底した内部改革を行い、平成12年度決算は単年度収支は黒字になった。引き続き「健全化指針」に基づき行財政改革に全力をあげる。「京都府緊急雇用創出就業支援本部」を機動的に開催。迅速で効果的な不況雇用対策の推進に取り組む。着物を着る機会づくりや観光との連携、新商品開発などを進めてきた。雇用創出事業の一環として「丹後きものまつり」、着物姿で寺社仏閣、美術館の優待等の特典を提供する京都きものパスポートを発行。「21世紀を開く京の職人衆フェスティバル」開催など取り組みを進める。国で見直しがされているが、内容によっては地方公共団体、財政力の弱い市町村の財政に多大な影響が及ぶ。一面的な見方に偏することなく地方公共団体の役割や実際を十分認識し、検討することが不可欠。

### ②環境問題

(1)「京都議定書」について、今後どのような働きかけを行うか。本府のCO2削減策。(2)環境教育について、総合的な学習時間に基礎教科の理解を深める役割も大きいのではないか。(3)環境ホルモンの影響について、府内の河川・底質等の状況把握につとめ、府保健環境研究所の分析体制の強化が必要ではないか。

**【知事】**「京都議定書」採択地の知事として、世界各国や日本政府に機会あるごとに早期発効の努力を呼びかけてきた。CO2削減対策は府自らが取り組む必要があり、地球にやさしい21世紀きょうプランを策定、プロジェクトチームを発足し、太陽光発電設備の導入、リサイクルの推進などに取り組んでいる。森林の保全活用も雇用の場づくりを含め研究していく。**【教育長】**21世紀を生きる児童生徒に、正しい理解を深めさせ環境を守り育てる態度を育成することが極めて重要。科学的思考力、環境保全の実践力を育てる学習を充実する。**【知事】**府民の安心安全を確保のため国の調査に加え、府独自に河川・海域の水質、検出の調査を府内6地点で実施。保健環境研究所では魚介類などへの影響調査、府立環境研究所との共同研究を行うなど重点課題に取り組んでいる。保健環境研究所の移転は市と協議し、体制充実も検討する。

### ③福祉問題

(1)社会福祉をめぐる状況をどう捉え、今後どうあるべきと考えるか。(2)社会福祉事業法等の改正により、サービスが後退しないよう適切な支援策が必要。(3)精神保健福祉法の改正で、知的障害者の在宅サービスが市町村に移管されるが、法の趣旨に沿って円滑に移譲が行われるよう積極的な支援が必要ではないか。

**【知事】**利用者の自助自立、地域の主体性を基本理念とする社会福祉の基礎構造改革が進めら

れている。真に困っている方々に配慮し、メリハリの効いた支援策を進めることが大切。措置制度から契約制度への移行に伴う支援は、制度改革の障害者の自己決定を尊重するため、多様なニーズに対応できるサービス提供基盤の整備が重要。府としては障害者基本計画に基づき市町村と連携し、国にも利用者の負担や財政的措置に十分配慮されるよう要望。障害者の福祉施設の水準が後退しないよう努める。市町村と十分相談、協議し円滑に移譲が進むよう対応する。

#### ④農業等の振興

(1)「新しい農林水産振興構想」の基本方向をどう考えるか。(2)担い手問題の現状をどう捉え、今後の取り組みはどうか。(3)環境にやさしく、食べて安心・安全な農産物生産の取り組み状況。流通も含む農産物の安心・安全システムの早期確立。要望として、狂牛病に関し、正確な情報提供と被害防止。伊根町まき網船団の廃業に伴う影響を最小限に食い止める支援策。特色ある資源管理型漁業、つくり育てる漁業のさらなる振興。

**【知事】**農業は命と健康を支え、地域の文化や自然環境等と調和して成り立つ産業。持続的な発展を通じて安全な食糧の安定供給、循環型社会の実現をめざすことが大切。「新しい農林水産振興構想」で消費者ニーズに応えうる農畜産物の生産を基本に、京野菜やお茶など特色ある農業を振興。加工・流通にかかる総合的な取り組み、観光との連携の促進などで農家所得の向上をはかっていく。企業的な農業や地域ぐるみの農業、女性、高齢者の能力を生かした農業、個人のライフスタイルや地域の実情に即した農業の実現をめざし、多様な担い手の確保・育成に積極的に取り組む。地域でとれた農畜産物を地域で消費する地産地消の取り組みを生産者と消費者の連携を促しながら関係団体とともに推進、輸送エネルギーの節減、地域資源の循環利用、食文化継承など食糧自給率の向上につなげたい。中核的な担い手だけでなく、女性や高齢者など意欲ある方々に農業生産が担われ、新規就農者についても丹後国営開発1千万円以上の販売額を確保、地域農業の担い手として定着する例も生まれている。多様な担い手の確保・育成を「新しい農林水産振興構想」の重要な柱と位置づけ、担い手がいっそう能力を発揮できる地域農業の仕組みづくりを推進、新規就農者の受け入れ体制の整備をはじめ、定年帰農者や女性に対する技術、経営能力の向上対策など総合的な支援策を強化する。環境にやさしい農業の普及に努め、農薬、化学肥料の使用量を5割以下に削減する取り組み。野菜栽培農家数は把握しているだけで平成13年度は約1千戸。今後も農家が導入しやすい環境にやさしい技術の開発、普及に全力をあげ、栽培方法や産地情報を消費者に提供し、安心して購入できるシステムを関係団体と連携しながら早期に構築する。

#### ⑤道路問題

(1)道路整備財源の確保について、どう考えているか。(2)京都縦貫道路に関して、綾部宮津道路の宮津市今福までの完成メド、丹波～綾部間の進捗状況、京都第二外環状道路の沓掛～大山崎間の進捗状況。(3)鳥取豊岡宮津道路に関して、宮津～野田川間の今後の進捗。野田川から網野への延伸も早期着工を(要望)(4)岩滝海岸道路、国道178号の府中バイパス、養老伊根バイパス、蒲入バイパスの今後の見通し。加悦町、野田川町、但東町を結ぶ府道三線の整備促進(要望)臨時生活関連施設整備の継続、拡充(要望)。

**【知事】**京都縦貫自動車道をはじめとする高速交通体系や個性を生かした活力ある地域づくりを支援する道路など、体系的・計画的道路網の整備を推進する。今後とも安定的な財源確保が不可欠と認識。全国知事会等を通じて地方に必要な道路財源の確保を要求している。綾部宮津道路北区間は90%の工事進捗。平成14年度内の完成。丹波綾部道路は国交省により綾部和

知間から順次工事が進められている。国道27号に接続する綾部東インターから綾部ジャンクションの区間が平成14年度内に完成予定。京都第2外環状道路の杵掛大山崎間は測量、土質調査が完了。予備設計、地下水調査を実施。鳥取豊岡宮津自動車道の宮津野田川間は用地買収がほぼ完了。本線工事に先立ち野田川町側インターチェンジの整備を進めている。178号は昨年度、養老伊根バイパス第1工区の供用を開始。岩滝海岸線の海上部埋め立て工事が完了。蒲入バイパスは本年3月に南区間の供用を開始。府中バイパスも今年度から補助事業に採択され鋭意努力している。

## ⑥文化財保存・活用について

丹後王国は、文化・観光振興など地位づくりに向けて重要度が高まっている。どう位置づけているか。史跡等の文化的、観光的、教育的資源の活用方策。宣伝啓発。各町で保存・活用していくための財政措置も含めた支援策。

**【知事】** 遺跡等の歴史的、文化的資源の活用は重要。**【教育長】** 丹後の古代史の理解が深まるよう啓発に努める。史跡指定は追加調査が必要な遺跡もあるので、それらをもって国へ働きかける。

●他党派の一般質問の概要をご紹介します。

## 前波 健史（自民党、伏見区選出）

### ①地方分権の推進について

全国知事会で、国に対しどうアプローチしているか。司法制度改革への意見は。

**【知事】** 国と地方が対等・協力の関係から一体となって行政を進める真の地方分権時代の構築が、政府の主張する「構造改革」を進めるうえで重要。このため、税財源の委譲が不可欠。また、国と地方が本来対等であるべきなのに、国・地方で制度上の取り扱いの差異が見られる事例もあることから、全国知事会において、既存制度の総点検をお願いした。その例として住民訴訟制度とペイオフ制度の例をあげた。司法においても、地方自治行政や制度内容の理解をした法曹養成をはかっていただけるよう、文部科学省、法務省に要請した。全国知事会は、今年からフリーディスカッション方式で行われ、政府方針等への不同意の意見なども出されていた。

### ②雑踏警備等について

雑踏警備について、どのような対策を講じているか。

**【警察本部長】** 雑踏警備については、安全が全てに優先するという基本方針のもと実施している。そのため、主催者の責任の明確化、十分な自主警備体制の指導、主催者や関係団体との情報交換、打ち合わせ会議、実地調査を綿密にし、危険場所の把握等、行事内容的確掌握のうえ、安全対策上の指導を積極的に行っている。警察として、主催者等と連携した実効ある警備計画の作成、状況に応じた的確な現場指揮、協力を求める広報等の諸対策を積極的に行っている。さらに、明石市における事故を他山の石とし、これまでの雑踏警備計画に全面的な再検討を加え、警察署、本部での二重三重のチェックを行い安全確認するとともに、関係者とともに危険な状況等を想定した事前訓練を実施するなどして、雑踏事故防止に万全を期す。

### ③「新しい農林水産振興構想」について

「新しい農林水産振興構想」の中間案まとめに対し、どのような意見、提案があったか。消費者や都市住民への、どのような施策を打ち出すのか。

**【農林水産部長】** 府民からは、景観、環境保全、地域資源活用などへの意見があった。団体からは、後継者育成、特産物振興、加工への支援、有害鳥獣対策の充実など寄せられた。中山間地農家からは、構想計画期間中に「農村集落が一つも消滅しないよう思い切った施策を」との切実な意見を頂いた。朝市、直売所など、生産者の顔が見える流通チャンネルの整備をはじめ、景観形成や身近な自然環境の保全、都市部の農地や里山を癒しや健康づくりの場として活用することを検討課題と考えている。府内産木材のガーデニング分野での利用促進や家庭菜園対象の情報提供など、都市生活のいっそうの充実に貢献する施策等の検討を進めている。

## 佐藤宏（公明党、右京区選出）

### ①地方分権の推進について

議会議務局体制強化、府例規集のデータベース化、ホームページでの公開はどうか。

**【知事公室長】** 京都府例規集のホームページ上の公開等については、本格的な地方分権の時代を迎え、府民生活と条例、規則との関係が今後ますます深まるものと考えている。これらの例規については、これまでから府政情報センターや各振興局などに備え置き、府民の閲覧等に供してきたが、今後のIT化の進展に対応して、府民サービスの向上をはかる観点から、ホームページ上での例規集の公開や申請書式のダウンロードサービスについても検討したい。

### ②文化芸術の振興対策について

(1)「京都の府民文化の未来を考える懇談会」提言にある「風流」の考え方の新府総・施策への反映、文化振興機構等提言内容の進捗状況。(2)米国の文化芸術発展の政策についての所見、文化力への見解。(3)文化芸術振興条例制定への考え。

**【知事】**「21世紀の風流を京都に」など、2回にわたる懇談会の提言に基づき、京都府の文化の基盤づくりを行ってきたが、提言では「風流は古くからある言葉で、これまでさまざまな意味を担わされてきた。しかし、時代を通じてゆるがぬ、いわば核としての意味がある。それは自分とは異なるものに触れて心をふるわせ、精神の時代で大胆な力を蘇えらせることである。この意味で風流は熱きものである」と言っており、この考え方にたち、新京都府総合計画のなかでは、大きな課題の一つに「世界にはばたく京の文化学術」を掲げるなど、重要な施策と位置づけている。これをふまえてできることから順次、施策として実施していく。地域文化づくり支援事業や京の舞台芸術新生事業の創設など、文化振興体制の強化に努めてきた。

文化の力についてであるが、先の提言に述べられているとおり、「文化は、閉塞への傾きを明るくものに転じ得る力」を持つもので、京都の文化は、古今東西のさまざまな文化を融合して、世界の人々の心をとらえる日本文化を創出し、新しい世紀にふさわしい社会の形成を促す力を有すると考えている。文化の有する経済効果は概ね支出額の2倍弱の生産を誘発する効果があるという文化庁の調査の結果もあり、その効果は多方面にわたって幅広いものがあると考え。文化芸術振興の方向性については、新京都府総合計画に触れたとおり、文化の頂点をより高めることとあわせて、すそ野をより広くしていくことが大切であると考え。

### ③子どもの権利条例等について

(1)指導要録や内申書の全面開示。(2)子どもの権利条例制定。(3)子ども課の設置。

**【府民労働部長】** 京都府においては、本年1月に策定した新京都府総合計画のなかで、21世紀の未来を担う子どもたちが心身ともに健全に育つことができる社会環境づくりをめざしており、子どもの人権意識の高揚については重要な課題と位置づけている。また、新京都府青少年プランにおいては、児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、子どもの自立と社会参加の促進、育成環境の整備など、施策の推進に取り組んでいる。さらに、児童虐待防止対策をはじめ、子どもの権利を擁護していくことが重要であり、現在検討中の「京都府子育て支援計画の後期実施計画」のなかに盛り込んでいきたい。今後とも児童福祉法、児童虐待防止法など個別法や新青少年プラン等に基づき、国や市長村との役割分担、連携をはかりながら、子どもの人権が尊重される社会づくりに努めたい。なお、事業の実施に際し横断的な取り組みが必要な施策については、関係部局、教育委員会、警察本部による課長会議を機動的に開催し、連携を密に取り組んでいる。体制整備の提案については、どういった形が効果的なのかなど、十分に研究したい。

**【教育長】** 学校における個人情報の扱いについては、日常の指導や評価を適正に行い、その結果をできるかぎり本人や保護者にお知らせすることは、児童・生徒の成長を促す上で、意義あるものと考えている。こうした観点から、指導要録等の開示請求があった場合は、個人の権利・利益を保護することを目的とする京都府個人情報保護条例の規定に照らして判断するとしているが、府立学校ではすでに、指導要録及び中学校からの報告書を、請求者本人に開示している。

#### ④音楽療法について

(1)音楽療法に対する認識。(2)府の福祉・医療施設等への導入、ボランティアへの支援策。

**【保健福祉部長】** 一般的に音楽療法は、わが国でも福祉、教育、医療など領域を問わず普及してきており、その効果については高齢者や障害者の方々の心身の活性化や不眠症の方々の症状の改善等に一定の有効性があるとされている。こうした中、国においても現在、音楽療法に関する研究が行われており、その対象者や効果の医学的、科学的検証について、引き続き研究がすすめられていると聞いている。京都府内でも一部の福祉施設で、音楽療法の取り組みがおこなわれているが、府としては今後、国の動向を注視しながら、ボランティア等への支援を含め、必要な研究をしていきたい。

### 北岡千はる（民主・府民連合、左京区選出）

#### ①事務事業評価制度について

(1)8月に発表された試行結果についての府民からの感想や反応。(2)評価調書等の改善方向。(3)職員の意識改革はどうか。(4)府政情報センター整備を要望。

**【知事】** 京都府では、府民への説明責任や府政の透明性の確保をはかるために、平成13年度の評価結果を広く公開したところだが、現在、府ホームページへのアクセス件数は約2万件に達しており、府民からは、「民間資源も活用する視点が必要」とか、「職員の意識改革を徹底すべき」など多数のご意見、ご提案があった。来年度からの本格実施に向けてはこうした意見も参考にし、民間や市町村でおこなっている類似の資源やサービスの状況、その活用方策についても、新たな評価項目としてつけ加えるなど、より客観的でわかりやすい制度となるよう改善していきたい。

さらにこの評価制度が形骸化することなく、府民の視点に立った新しい行政運営システムの推進に役立つものとして定着させるためには、なんとしても職員の意識改革が不可欠である。このため京都府では、なぜこの評価制度を導入する必要があるのか、また、これを導入するこ

とによって京都府行政は今後どのような方向をめざそうとしているのか、予算査定や評価調書作成を通じ、さらに研修などあらゆる機会を通じて、職員に徹底したい。

## ②森林・林業問題について

(1)公共施設等における木材利用の主な取組み実績、木材利用促進、部局横断体制。(2)地域材利用促進。(3)学校教育施設への木材利用促進。(4)教育現場での木製の机、椅子の使用はどうか。

**【農林水産部長】**木材の利用促進は、林業の振興とともに、森林の多面的機能を持続的に発揮させるうえからも、きわめて重要な課題である。京都府では平成9年度に、府内産木材利用推進府内連絡会を設置し、平成12年度からは府警本部なども加えて、全庁横断的な体制で、木材の利用促進をはかっている。昨年度は、岩滝町コミュニティーセンターなど134の公共施設で府内産木材が使用され、また、土木関連事業等における間伐材の利用も年間約1万立方メートルに達するなど、木材利用は着実に増加している。また、和知町が和知中学に併設して、府内産木材をふんだんに利用したスポーツ交流施設の建設を予定しており、府としてもこれを支援するため、今議会に補正予算をお願いしている。

引き続き府内産木材使用住宅に対する府の融資制度のPR等に努めるとともに、今後は関係団体による地域材に関するホームページの開設や各地で芽生えている京都の木で家を建てる運動などの取組みを積極的に支援していきたい。さらに、需要動向にあわせた木材供給ができるように、木材乾燥施設やプレカット加工施設の整備促進をはかるなど、府内産木材の利用促進に鋭意努めたい。

**【教育長】**学校施設への木材利用については、これまでから北桑田高校の管理棟や図書館、宮津高校伊根分校の音楽教室を木造で改築し、今年度は山城高校の中庭に生徒の交流や屋外ステージにも利用できる大型の木製デッキを措置するなど、木材、特に府内産材の活用をはかっている。木材の利用は他の素材に比べ、コスト面での制約があるが、木のやわらかな感触は児童・生徒に親しみやすく、また、落ち着きを与えるなど、ぬくもりと潤いのある教育環境づくりの推進はもとより、地域の風土や文化、産業に促した施設づくり、さらには環境教育の観点からも意義のあるものと考えている。今後とも、府立学校の新築や増改築時における建物の構造体や内外装のほか、机、椅子など備品への利用、また、技術家庭科や図画工作の授業での間伐材の利用も含めて、積極的に検討していきたい。

## ③アカデミック・ハラスメントについて

(1)府立両大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止規程の制定状況と相談体制。(2)アカデミック・ハラスメントに対する認識。(3)教育・啓発。(4)第三者機関による相談窓口の設置はどうか。

**【総務部長】**平成11年4月に、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を策定し、これに基づき府立の両大学においても、苦情相談窓口を設置するとともに、女性相談員を含む複数の相談員を配置するなど、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めている。アカデミック・ハラスメントについては、大学等の教育研究機関という学問の場に起きている固有の嫌がらせ、ハラスメントであると承知しているが、個人の人権を侵害し、人格を否定するものとして、決して許されないものとする。大学等における特有の職場環境に起因するもので、セクシュアル・ハラスメントへの対応では必ずしも十分ではない、こうした面があることから、そういう事情をふまえ、研修、相談体制について、今後検討していきたい。